

名桜大学後援会

令和7年度事業計画（案）

名桜大学と本学学生との連携を密にし、本学の教育事業及び学生の福利厚生事業を援助するとともに、会員相互の親睦を図る目的で次の事業を実施する。

1. 卒業式関連支援事業

- （1）キャップ&ガウン購入等への支援（第5号関係）
- （2）卒業記念品購入への支援（第6号関係）
- （3）卒業アルバム購入への支援（第3号関係）

2. 教育活動支援事業

- （1）課外活動への支援（第2号関係）
- （2）大学祭への支援（第2号関係）
- （3）県外・国外への学生派遣費用への支援（第2号関係）
- （4）教育懇談会等の支援（第1号関係）
- （5）1年次教育研修及び教育活動への支援（第5号関係）

3. 福利厚生支援事業

- （1）新入生オリエンテーションの支援（第5号関係）
- （2）新入生スポーツ大会への支援（第3号関係）
- （3）就職・進学活動学生への支援（第4号関係）
- （4）学生食堂及び売店販売の弁当への支援（第3号関係）
- （5）後援会広報活動（第8号関係）
- （6）構内設備の整備（第6号関係）

【参考：名桜大学後援会会則（抄）】

（事業）

第3条 後援会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）本学と学生の保護者等との連絡に関する事。
- （2）学生の課外活動の援助に関する事。
- （3）学生の福利厚生事業の援助に関する事。
- （4）学生の就職関係事業の援助に関する事。
- （5）本学の教育事業の援助に関する事。
- （6）本学施設、設備、備品等の整備に関する事。
- （7）本学の基金造成および寄付金募集に関する事。
- （8）その他、後援会の目的達成に必要な事項。